

読谷村まち・ひと・しごと創生審議会規則（平成27年6月22日規則第28号）

最終改正：

改正内容：平成27年6月22日規則第28号 [平成27年6月22日]

○読谷村まち・ひと・しごと創生審議会規則

平成27年6月22日規則第28号

読谷村まち・ひと・しごと創生審議会規則
(趣旨)

第1条 読谷村附属機関に関する条例（昭和48年読谷村条例第12号）に規定する読谷村まち・ひと・しごと創生審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営については、この規則の定めるところによる。

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を、村長の諮問に応じて調査し、及び審議し、答申する。

- (1) 読谷村まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。
- (2) 読谷村まち・ひと・しごと創生に関する施策の検証に関すること。
- (3) その他読谷村まち・ひと・しごと創生に関する施策に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から村長が委嘱する。

- (1) 副村長
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 村内の各種団体を代表する者
- (4) 村民
- (5) その他村長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときにおける補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員でない者を会議に出席させ、意見又は説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。